

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（利用資格）</u> <u>第 3 条 学童クラブを利用することができる児童は、区内の小学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する小学校をいう。以下同じ。）に在籍している児童又は区外の小学校に在籍している区内に住所を有する児童であって、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができないものとする。ただし、小学校の第 4 学年から第 6 学年までに在籍している児童にあつては、区長が特に必要があると認める場合に限り、学童クラブを利用することができる。</u>	<u>（利用資格）</u> <u>第 3 条 学童クラブを利用することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、保護者の就労、疾病等の理由により、昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができないものとする。</u> — <u>墨田区内にある小学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に定める小学校をいう。以下同じ。）の第 1 学年から第 3 学年までに在籍している児童</u> — <u>墨田区外にある小学校の第 1 学年から第 3 学年までに在籍している墨田区内に住所を有する児童</u> — <u>小学校の第 4 学年に在籍している児童で、区長が特に必要があると認めるもの</u> — <u>前 3 号に掲げる児童のほか、区長が特に必要があると認める児童</u>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。